

令和6年第2回野洲市農業委員会  
総会議事録

令和6年2月13日開催

野洲市農業委員会事務局

## 令和6年第2回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年2月13日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、  
令和6年第2回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 1. 出席委員

- 1番 野洲 秀一
- 2番 針本 一春
- 3番 北中 良夫
- 4番 井上 輝子
- 5番 中濱 佳久
- 6番 橋本 高明
- 7番 森 恒仁
- 8番 田中 靖志
- 9番 角出 昇
- 10番 北浦 一宏
- 11番 木村 二郎
- 12番 市木 和雄
- 13番 米澤 博
- 14番 井狩 憲一
- 15番 辻 美智子
- 16番 島村 平治
- 17番 清水 稔
- 18番 山本 芳隆
- 19番 岩井 正男
- 21番 川東 静佳
- 22番 石塚 健一
- 23番 小森 喜一
- 24番 廣瀬 久雄
- 25番 山田 富男
- 26番 立入 三千男

### 2. 欠席委員

- 20番 青木 章

### 会議に参加したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏

	主任	保智 翔太
	主任	松本 真紀子
農林水産課	主査	牧 利昌
	主事	亀井 茜里

議長 みなさま、おはようございます。  
本日の総会后、農地部会を予定されておりますので、本総会がスムーズ執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。  
ただいまから、令和6年第2回農業委員会総会を開催します。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。  
本日の出席委員は25名であります。  
欠席委員は第20番 青木 委員であります。  
これより、日程に入ります。  
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
第15番 辻 委員、第16番 島村 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  
ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第4号から議第8号の5案を上程します。  
議第4号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第4号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。  
案件は3件でございます  
議案書の2ページをお願いいたします。資料は別紙Aの1ページから6ページになります。  
まず1件目です。関係する資料は別紙Aの1ページから2ページになります。  
堤 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積232㎡、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ経営拡大のため、無償譲渡により所有権の移転をされるものです。  
譲受人の●●●氏は、現在●●●町で賃貸物件に居住されており、自己用住宅を所有したいと探しておられたところ、不動産業者を通じて紹介のあった●●●氏から、申請地と、隣接する空き家となっていた住宅を無償譲渡されることになりました。

住宅は長年空き家であったため、●●●氏が1年間かけて改築を行ったうえで移住をされる予定ですが、改築期間中も申請地の草刈等の管理を適切に行い、移住された際には自家消費用の野菜を作付けされます。

申請地は、●●●氏の住宅敷地を通る進入路以外はなく、●●●氏以外に耕作できるものではありません。また、●●●氏は、農業経験はありませんが、営農計画書及び農地の規模から耕作は可能であると判断しております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

続いて2件目です。関係する資料は別紙Aの3ページから4ページになります。

須原 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積1,797㎡、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ経営拡大のため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の●●●氏が高齢により年々農地の管理ができなくなり手放したいと考え、●●●氏に売却を持ち掛けたところ、経営拡大を希望していた●●●氏との間で話がまとまり、今回の申請となりました。

譲受人の●●●氏は、所有する自己名義の農地はありませんが、同居する母親所有の農地を自身と妻、そして母の3名で耕作されています。申請地についても、営農計画書及び農地の規模から耕作は可能であると判断しております。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

最後に3件目です。関係する資料は別紙Aの5ページから6ページになります。

八夫 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、他1筆、面積合計2,289㎡について、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ経営拡大のため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の●●●氏が高齢により年々農地の管理ができなくなり手放したいと考え、申請地の田と畑、そして隣接する農業用倉庫をまとめて売却できる相手を探していたところ、申請地の両側を耕作している●●●で役員をしている譲受人の●●●氏との間で話がまとまり、今回の申請となりました。

申請地についても、営農計画書及び農地の規模から耕作は可能であると判断しております。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第5番 中濱 委員お願いします。

中濱委員 5番 中濱です。堤の案件について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりですが、譲渡人の●●●氏は市外に居住されており、今回、堤の宅地、建物と畑を相続されましたが、市外に居住されているということで、維持管理、活用が出来ないということで色々と苦慮されていたところ、譲受人の●●●氏と話がまとまり、既に宅地と建物は譲渡が済んでいる状態です。畑については、屋敷畑のような形ですので、●●●さんが譲り受けられた土地を通らないと畑には行けないことから、今後の維持管理、活用を考えると譲受人の●●●さんに譲って活用していただくことが一番良いと考えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 続いて、2件目につきまして、第10番 北浦 委員お願いします。

北浦委員 10番 北浦です。須原の案件について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりですが、譲渡人の●●●氏が市内で転居されるにあたり、住宅とその裏の畑、そしてこの田をまとめて売買できる相手を探しておられたところ、譲受人の●●●氏との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 最後に、3件目につきまして、第8番 田中 委員お願いします。

田中委員 8番 田中です。3件目の案件について説明させていただきます。

詳細については事務局からの説明があったとおりですが、対象農地につきましては、譲渡人の●●●さんのご主人が長年耕作をされてきましたが、ご主人が亡くなられて耕作していくことができなくなりました。こういったことで農舎と畑と水田を一括で買ってくれる人がいないかと探しておられたところ、この度、●●●さんとの売買の話がまとまりまして今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第4号の採決に入ります。お諮りいたします。  
議第4号について賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。よって議第4号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第5号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第5号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。  
案件は1件でございます。  
議案書の3ページをお願いいたします。資料は別紙Aの7ページから10ページになります。  
北比江 ●●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積129㎡について、申請人の●●●氏から宅地への転用のために申請があったものです。  
申請地には長年倉庫が建っており、一体で宅地として利用されてきましたが、この度相続の手続きを進める中で、農地転用が出来ていないことが判明し、今回顛末案件として申請に至っております。  
なお、申請にあたり、農地転用の許可を得ず倉庫を建築していたこと、そして今後は用途変更の際には申請を行う旨の顛末書が提出されています。  
現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。  
別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。  
農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。第6番 橋本 委員お願いします。

橋本委員 6番 橋本です。北比江の案件について説明します。  
事務局からの説明があったとおりですが、今回、●●●さんが申請地一帯を相続により取得されましたが、調査をされたところ、倉庫が建つ敷地の一部に農地が含まれていることが分かったため、今回顛末案件にて転用の申請をされることになりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第5号の採決に入ります。お諮りいたします。  
議第5号について賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。  
よって議第5号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第6号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第6号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。  
案件は1件でございます。  
議案書の4ページをお願いいたします。資料は別紙Aの11ページから14ページになります。  
須原 ●●●番地、登記地目、現況地目ともに畑、面積87㎡について、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ、宅地敷地にするため売買により所有権の移転をされるものです。  
譲受人の●●●氏は、現在申請地に隣接する住宅で生活をされていますが、市内での転居を予定しておられ、住宅と申請地の畑を手放したいと考えておられたところ、宅地を探しておられた譲受人の●●●氏との間で、住宅と畑を合わせて売買し、宅地として一体利用することで話がまとまり、今回の申請に至っております。  
現在、申請地は農地及び一部に住宅の一部がかかるような状態で建築がされており、●●●氏から当時の経緯についての顛末書が提出されています。現地確認の結果、その部分を農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。  
転用にあたり、北東と北西の隣地との境界には土留め用の境界として2段積みのブロックを配置し、雨水排水は西側の会所柵へ集水し、最終的には道路側溝へ排水することで、周辺農地の耕作に支障がないように整備されます。  
別紙Aの11ページの調査表をご覧ください。  
農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ500m以内に2以上の公益的施設があることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。  
事務局からの説明は以上です。

議 長 続きますして、意見委員の説明を求めます。第10番 北浦 委員お願いします。

北浦委員 10番 北浦です。須原の案件について説明します。  
詳細については事務局からの説明があったとおりですが、3条の申請と同様ですが、譲渡人の●●●氏が市内で転居されるにあたり、住宅とその裏の畑、そしてこの田をまとめて売買できる相手を探しておられたところ、譲受人の●●●氏との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。転用後は住宅敷地の一部として利用される予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
田中 委員。

田中委員 8番 田中委員です。資料にある図面では●●●氏の敷地増設という図面になっていますが、こういった意図の図面なのでしょうか。

事務局 資料の図面については、●●●氏から提出された図面として、●●●氏が今後土地を利用されるための計画図です。

田中委員 この図面では今後どのように利用されるつもりなのかが分からないように思います。案件としては理解しますが、この図面があることで分からなくなっているように感じますので、整理してもらおうようお願いします。回答は結構です。

議 長 他にご質疑はございませんか。  
中濱 委員。

中濱委員 この図面は●●●氏から顛末書を取得していることから作成された図面ということではないのでしょうか、顛末書が●●●さんから提出されているので。

事務局 顛末書は●●●さんから提出されております。

中濱委員 なので●●●さんの名前で図面が作成されているのではないのでしょうか。図面に●●●さんの名前が載っていることを疑問に思っただけですので、これ以上はいいです。

議 長 他にご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第6号の採決に入ります。お諮りいたします。  
議第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。よって議第6号は許可することに決定いたしました。  
続きまして、議第7号 農用地利用集積計画についてを議題とします。  
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。第7番 森 委員、第15番 辻 委員の退席を求めます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第7号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。  
議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。  
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めするため、提出されたものです。  
内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの5ページをご覧ください。  
利用権が設定されたのは、合計95筆 172, 169㎡です。  
所有権移転につきましては、別紙Bの7ページをご覧ください。  
農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。  
水産課 案件は2件です。  
1件目は、所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●氏です。  
所有権を移転する者は野洲市●●●番地、●●●氏です。  
所有権を移転する土地は野洲市●●●番、現況地目 畑、面積577㎡、所有権を移転する日は令和6年2月28日です。売買金額は1筆合計●●●円です。  
所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

2件目は、所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●氏です。  
所有権を移転する者は守山市●●●番地、●●●氏です。  
所有権を移転する土地は野洲市吉川●●●番、現況地目 畑、面積2, 922㎡、所有権を移転する日は令和6年2月28日です。売買金額は1筆合計●●●円です。所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。  
以上2件、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
井狩委員。

井狩委員 14番 井狩です。こちらは相互契約ですので、第三者が関与できないことは承

知していますが、受付の際にどの程度内容を把握されて受付されているのかお聞きします。

(中略)

受け手によって単価が違うことについて、事務局としてどう理解されているかお聞きしたいと思います。

事務局 貸借料については、以前もご説明させていただきましたが、貸し手と借り手の話し合いで決められているものですので、市が関与できるものではありません。場所によって金額が違うことについても話し合っただけで決められていますので、その金額について関与できないと考えております。

井狩委員 我々は第三者だが、事務局は第三者ではないので、その辺は整理してもらいたい。

(中略)

申請のあった内容について、疑問を持って受付されていますか。

事務局 事務局は第三者ではないと言われましたが、我々事務局も第三者であると考えております。  
受付については、双方で話し合いされた内容について、受理しているという認識でおります。

井狩委員 出されたものをそのまま受けているのであれば、議案として必要ない。  
事務局として把握するべきではないか。

(中略)

もう少し物事を整理してください。

事務局 計画を見たときに賃料の平均よりも高い、安いということは感じながら見ております。ただ、このことについて言及することはできません。  
以前は標準小作料として指導できる権限もありましたが、今はありません。  
よって制度的にも関与はできません。

井狩委員 以前の話は承知している。私の質問について、事務局としてどうしているということが何も言えていない。

(中略)

どういった所まで確認して、書類審査されているのか。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

農林 書類に記載のある面積と、台帳上の面積が合っているかどうかの確認は行っていますが、その面積が料金にどう紐づいているかは把握していません。

井狩委員 要は何も確認していないということか。

農林 賃料については言及していません。  
水産課

井狩委員 確認する必要があるのかもしれないが、現場を確認するつもりはあるのか。

農林 こちらで確認しているのは、耕作される方の全部効率要件、従事要件等が満たされているかということを確認しています。

井狩委員 ということは何も見てないということ、出てきたものをそのまま受付しているだけ。

(中略)

賃料が設定された経緯を受付時に聞いて把握しないと事務局のレベルも上がらない。そのあたりは会長、どう思いますか。

農林 受付した申請の全てについて把握しておくことはごもっともだとは思いますが、多くの申請があり、職員の数も限られているなかで、農林水産課で確認していることは、受け手の方が条件を満たしているのかです。そこが法律上求められていることであることから、まずはそこを押さえにしております。  
水産課  
その他、現地確認などについては手続きの時間を遅らせることから、行うことはできないと考えています。そのために農業組合長の確認を取っていただいているところです。

議 長 北中委員。

北中委員 この件について、一言言いたいですが、認定農業者とか、担い手さんにこの金額が分かってしまうと、出す人の判断材料になってしまう。だからこういった金額を出す時にしっかりと見ておかないと、金額が高すぎる場合なんかは言ってあげないと、金額が耕作者の負担になってしまう。

(中略)

もう少し中身を見て、井狩さんの言われているような、内容を把握して、金額について平均額を示してあげないと、今後農業していく人の負担になってしまう。

ある程度、調整してあげないといけないと思います。

議 長 平成21年までは標準小作料ということで、そういった仕組みがありましたので、農業委員会で金額の調整をという話になっていると思いますが、今はその仕組みがないなかで、農林水産課としては双方の話し合いによって申請された金額であれば尊重しなければいけない、金額がおかしいですよとは言えない、当事者同士が合意の上で出されているものに対して、違いますよとは言えないと考えます。

(中略)

行政とすると金額について聞かれれば、伝えているとは思いますが。

岩井委員 小作料は、会長が言われたように双方同意の基で決まっています。それに対して周りの者が反論することはできないと思います。

その中で金額が極端に高い、安いがある場合は事務局として把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

そういった質問があった場合には対応できるようにしておいていただくようお願いいたします。

議 長 木村委員。

木村委員 金額が違うということは、田のある環境によって金額が違っているのだと思います。

(中略)

金額の基準を市で作る必要があると思う。金額の偏りのないようにやっていくべきだと思う。

島村委員 私の集落では反あたり5,000円で取り決めています、1筆いくらという記載になっていますが、確認されていますか。

岩井委員 一覧の記載の単位を統一できませんか。

申請書に書かれていることは分かりますが、今後周知して統一していけないでしょうか。見るのに見にくいこともありますし、間違いが起こることもありますので検討してもらえますか。

議 長 事務局側で検討させていただきたいと思います。

井狩委員 色々意見が出ていますが、一番問題なのは小作料自体を受け手の担い手が十分に把握できていないことにある。

(中略)

上辺だけの議論ではなく中身の議論をするためには、事務局が把握してもらわないといけない。数が多いとかは関係なく、そういったことについて事務局が把握しとかないといけない。その辺どうですか。

事務局 先ほどの岩井さんが言っていた内容になるかと思いますが、確かに市で言えない部分もありますし、指導できないということも事実としてありますが、内容について淡々と受付けてきたという流れもあります。なので中身について確認が必要な点については、もう少し確認して行って、こういった質問が出た際には回答できるくらいにはしておかなければいけないと思います。  
また戻ってから農林でも話し合いがあると思いますので、委員からの意見として受け止めさせていただければと思います。

井狩委員 もう一点、次の議案にもなりますが、いつから中間管理機構に集約されるのですか。その辺のスケジュールはどうですか。

事務局 来年度までは、現行の利用権の経過措置と中間管理機構の2本で運用されます。ただ地域計画の関係で、厳密に言うと来年度の途中まで2本で運用することになると思います。時期は分かりませんが。

岩井委員 中間管理機構の契約で以前は物納が可能であったが、今回から物納ができなくなってますが、これからは現金での支払いは中間管理で、物納は今まで通りの利用権という形で考えたら良いのですか。

事務局 来年度までは利用権で物納契約も可能ですが、機構のみになってからは物納の契約はできないことになります。

岩井委員 物納で対応していた契約はどうすれば良いのか。

事務局 詳しくはまだ分かりませんが、この件についてはまた改めてご案内させていただく機会を設けさせていただきます。

議長 他にご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第7号の採決に入ります。お諮りいたします。議第7号について賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。よって議第7号は原案どおりと決定いたしました。  
退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた2名の委員に報告いたします。只今議題になっております、議第7号は可決決定いたしました。

続きまして、議第8号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。資料は別紙Cになります。  
議第8号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてをご説明いたします。  
当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。内容は別紙Cの明細書のとおりです。では、別紙Cの1ページをご覧ください。中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、合計10筆 15,828㎡です。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それではこれより議第8号の採決に入ります。お諮りいたします。議第8号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。よって、議第8号は議案どおりと決定いたしました。  
以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。資料は別紙Aに戻りまして、15ページから18ページになります。  
案件は2件です。  
まず1件目です。資料は別紙Aの15ページから16ページになります。  
富波 ●●●番、登記地目 田、現況地目 介在畑、面積198㎡について、譲渡人 ●●●氏から譲受人の●●●氏へ、売買により自己用住宅に転用するため届出があったものです。  
申請地は過去に、住宅用地を目的として農地転用届を出されており、個人から●●●に所有権移転されましたが、届出後も登記簿の地目は変更がなされておら

ず、農地のままとっております。

登記地目が農地の場合は、再度、届け出が必要となりますので、今回、売買による所有権移転に伴い自己用住宅に転用するための届出があったものです。

続いて2件目です。資料は別紙Aの17ページから18ページになります。

小篠原 ●●●番、登記地目：田、現況地目：畑、面積23㎡について、譲渡人●●●氏から譲受人の●●●氏へ、売買により露天駐車場に転用するため届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 38分